

日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
地区会議	<p>○日本学術会議会則 (地区会議)</p> <p>第三十三条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。</p> <p>2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。</p>	なし	
地方学術会議	<p>なし</p> <p>※地方学術会議の開催については、幹事会決定「地方学術会議の開催について」において規定。</p>	なし	
若手アカデミー	<p>(若手アカデミー)</p> <p>第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。</p> <p>2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。</p>	なし	
栄誉会員	<p>(栄誉会員)</p> <p>第三十五条 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議栄誉会員(以下「栄誉会員」という。)の称号を授与することができる。</p> <p>2 栄誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。</p> <p>3 前各項に定めるもののほか、栄誉会員に関する</p>	なし	

<p>監事</p>	<p>る事項は、幹事会が定める。</p> <p>なし</p>	<p>(監事の職務等)</p> <p>第十九条 監事は、会議の業務を監査する。この場合において、監事は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は会議の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 監事は、会議がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p> <p>4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(会長等への報告義務等)</p> <p>第二十条 監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。</p> <p>一 当該事実が役員（監事を除く。）に係るもの</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、一般に、定款等に従って必要なルールが適切に定められ、定められたルールに基づいて組織が適正に活動しているか、必要なプロセスが踏まれているか、予算執行や財務の状況はどうかなどを見ていくことで、組織の使命・目的の達成に貢献することを職責とするものであり、学術会議においても同様の役割が求められる。なお、当然のことながら、学術会議の活動（提言等）の学術的な価値を審査することや、日々の細かな活動を1つ1つ監視することが業務ではない。 ・運用の実態としても、 <ul style="list-style-type: none"> ・監事は法人の長等と緊張関係にありつつ良き理解者でもあり、敵対するものではないこと ・業務が適正に執行されていることが証明されることは、法人にとってもメリットであること <p>などについては、懇談会においても共通認識とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事が、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持することは重要であるが、何よりもこのような監事の役割や実態をよく踏まえた議論が必要だと思わ
-----------	--------------------------------	--	--

		<p>である場合 会長、総会及び内閣総理大臣</p> <p>二 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合 会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣</p> <p>三 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び内閣総理大臣</p> <p>2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。</p> <p>一 当該措置が役員（監事を除く。）に係るものである場合 監事、総会及び内閣総理大臣</p> <p>二 当該措置が役員以外の会員に係るものである場合 監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣</p> <p>三 当該措置が職員に係るものである場合 監事及び内閣総理大臣</p> <p>3 会員候補者選定委員会は、第一項（第二号に係る部分に限る。）又は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について報告を求めることができる。 （監事の任命等）</p> <p>第二十三条 監事の員数は、二人とする。</p> <p>2 監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 監事の任期は、その任命後三年以内に終了す</p>	<p>れる。我が国の法制度全体から考えると、法律により使命・目的を負託された学術会議については国がその責任において業務執行の適正さをみる監事を選任することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術会議からは、学術会議の組織は総会で会長を選出し業務運営に関しては会長を中心とする幹事会に委任するというボトムアップ型の性格を有しており、総会もまた、会長以下の業務執行をチェックする側面もあるのだから、法人に自律的な運営を求めるのであれば、総会もまた監事の任命に関与する仕組みが必要ではないのかという意見があった。 ・ なお、会長等の職務執行に係るチェック機能を高めるため、学術会議が自ら必要な工夫を施すこと自体は、自主的にガバナンスを高めようとする意思の表明として歓迎される。評価委員会や監事との重複に留意しながら、所要の取組が進められることを期待したい。 <p>たとえば、監事が十分かつ正確な情報に接し役員等の関係者と適切なコミュニケーションをとれる環境を整備することは、監査のクオリティの向上を通じて学術会議にとってもメリットは大きく、そのような方策も一考に値するであろう。</p> <p>以上の点については、懇談会委員から、</p>
--	--	--	---

る事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事は、再任されることができる。

5 第九条第五項の規定は、監事について準用する。

他の法人の例を参考にすると、内部に自己点検室とでも言うようなユニットを設け、自主的な点検を進めつつ監事の監査につなげていくことも考えられるのではないかという意見も述べられた。

また、監事と運営助言委員会との適切な連携を図ることで、全体として適切かつ良好なガバナンスの維持・向上が期待できるのではないかと考えられる。

・ なお、監事の人数・勤務形態については、常勤3人という法人、非常勤2人の法人など多様な形態が見られ、非常勤だけで監事の職責を果たすのは大変だという考え方もあれば、非常勤の方が引き受けてもらいやすいという指摘もある。そうだとすれば、比較的小規模な法人である学術会議に関しては監事を2人とすることだけを法定し、勤務形態は学術会議の予算額や活動量などを踏まえつつ、状況に応じて決めていくことが適当であると考えられる。

○法案附帯決議（衆）

政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の自主性を尊重す

			<p>ること。また、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会の権限が不当に拡大しないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命すること。また、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることができる者を任命すること。</p> <p>○法案附帯決議（参）</p> <p>政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることができる者を任命すること。</p>
<p>中期的な活動計画</p>	<p>なし</p>	<p>（中期的な活動計画）</p> <p>第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術会議が国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していく

		<p>六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（以下「中期的な活動計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置</p> <p>二 業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置</p> <p>三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項</p> <p>3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならない。</p> <p>附則 （中期的な活動計画等に関する経過措置）</p> <p>第二十五条 第四十二条の規定は令和九年四月一日に始まる事業年度以後の六事業年度に係る中期的な活動計画から、第四十三条の規定は同日に始まる事業年度の年度計画から、第四十四条の規定は当該事業年度の終了後に行う自</p>	<p>ためには、アメリカ、イギリスなどの海外アカデミーと同様に、中期的な活動の方針を策定し（任期が6年なら期間も6年）、達成しようとする使命・目的の明確化・具体化を図りながら積極的に発信していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載事項としては、業務（学術的助言、国際活動、各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進）の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられるが、何よりも、世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民に（さらには世界に）示していくという姿勢が望まれる。 ・ 中期的な活動の方針は、予算要求の実質的な根拠及び評価・監査の基準となるものであるから、外部の意見を幅広く聴きながら策定することが期待される。学術会議が自主的にさまざまな方法でいろいろな意見を聴取するのはもとより望ましいことではあるが、法律に基づいて国が設立し必要な財政的支援も行う法人である以上、運営助言委員会及び評価委員会の意見を聴くことが担保される必要がある。
--	--	---	---

		己点検評価から、それぞれ適用する。	
年度計画	なし	<p>(年度計画)</p> <p>第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画（以下「年度計画」という。）を定めるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示し、その必要性・合理性を説明するため、中期的な活動の方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する必要がある。 ・ 学術や社会・経済活動の変化が加速しつつある中、6年というスパンの活動の方針だけでなく、それをブレークダウンした3年程度のアクションプランを作成し、必要に応じて更新しながら年度計画と接続して弾力的に活動・運営を進めていくことも考えられる。
自己点検評価	なし	<p>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)</p> <p>第四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</p> <p>二 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間に</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術会議は、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を評価委員会に報告し、公表することが必要である。 ・ このような取組の重要性は5.(1)で述べたとおりであり、現在でも行政事業レビューや政策評価などとして行われている。

おける業務の実績

三 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績

2 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の方法及び結果に関する報告書（以下「自己点検評価書」という。）を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。

4 日本学術会議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならない。

5 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。

6 会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。

内部監査	なし	なし	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、会長等の職務執行に係るチェック機能を高めるため、学術会議が自ら必要な工夫を施すこと自体は、自主的にガバナンスを高めようとする意思の表明として歓迎される。評価委員会や監事との重複に留意しながら、所要の取組が進められることを期待したい。 <p>たとえば、監事が十分かつ正確な情報に接し役員等の関係者と適切なコミュニケーションをとれる環境を整備することは、監査のクオリティの向上を通じて学術会議にとってもメリットは大きく、そのような方策も一考に値するであろう。</p> <p>以上の点については、懇談会委員から、他の法人の例を参考にすると、内部に自己点検室とでも言うようなユニットを設け、自主的な点検を進めつつ監事の監査につなげていくことも考えられるのではないかという意見も述べられた。</p> <p>また、監事と運営助言委員会との適切な連携を図ることで、全体として適切かつ良好なガバナンスの維持・向上が期待できるのではないかと考えられる。</p>
外部評価	<p>○日本学術会議会則 (外部評価)</p> <p>第三十七条 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外</p>	なし	

	<p>部評価を定期的実施することとする。</p> <p>※外部評価の具体的な内容等については、幹事会決定「外部評価実施規程」において規定。</p>		
--	---	--	--